

参議院地方行政委員会会議録第二十九号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)午後二時六分開会

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 伊能 芳雄君
宮澤 喜一君
森下 政一君
小林 武治君

委員

大谷 賛雄君
川村 松助君
木島 虎藏君
佐野 廣君
堀 末治君
横川 信夫君
加瀬 完君
佐多 忠隆君
中田 吉雄君
松澤 兼人君

國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君
國務大臣 太田 正孝君

政府委員

自治庁財政部長 後藤 博君
大蔵省理財局長 河野 通一君
大蔵省主計局長 宮川新一郎君
事務局側 常任委員 福水與一郎君
会専門員

説明員

自治庁財政部財政課長 柴田 護君

○理事の補欠互選
本日の会議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) 委員会を開会いたします。

○委員長(松岡平市君) 委員を辞任されましたので、理事に一名欠員を生じております。この際理事の補欠を互選いたしたいと思います。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないことを認めます。理事に宮澤喜一君を指名いたします。

○委員長(松岡平市君) 前回に引き続き、地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

○委員長(松岡平市君) 本日は委員各位の御要求により、大蔵大臣が出席することになっております。ただ大蔵大臣は、三時からほかに

の委員会にどうしても出なければならぬということがございます。なるべく大臣に対する質疑を先にお願いたしたいと存じます。

なお、このほかに、政府から政府委員として大蔵省の森永主計局長、それから河野理財局長、説明員として吉岡税制第二課長が出席することになっております。なお自治庁長官も、委員会の都合つき次第にこちらに出席するということもございます。後藤財政部長が政府委員として出席しておりますし、そのほか説明員として柴田財政課長が出席いたしております。

質疑のおありの方は順次御発言願います。

○政府委員(後藤博君) ただいまお配りしました、きのうの御要求に基くものであります。これを簡単に御説明申し上げます。

三つありますが、一つのこの「義務教育学校」における教員及び学級構成に

関する調、これは中田先生の御注文でございます。それから「財政再建団体に關する調」、これは、きのう差

し上げた資料で、数だけ出ておりましたので、一番下に赤字額、実質赤字額の今までの計を出してござい

ます。赤字額は申し出の団体であります。府県で十一、それからその赤字

額が百四十六億四千二百万円、それから市が団体数が五十四、その赤字額

が八十六億九千三百万円、それから町村の申し出団体数は百三十であります

で、その合計が三十億三千五百万円、

合計いたしました。今出ておりますところの申し出の団体の実質赤字、これは市町村、府県の実質赤字の申し出の額であります。従って、これで見ますと、大体四百億円でまかなえるのではないかと、私どもは

考えておるわけでございます。

それから、「京都府財政再建計画の概要」であります。計画の内容は非常に分厚なものであります。それを大体要約いたしましたのであります。

第一に財政の規模、これは三十年年度の歳入の総額と歳出の総額を書いてお

ります。百四十七、八億というものが大規模の規模であります。その次は、税収

入と歳入総額との比率が大体二七・九％、一般財源と歳入総額との比率、

一般財源と申しますのは、税と交付税の総額であります。大体三〇％、基準財政需要額は四十七億九千六百万

円、基準財政収入額は三十五億七千万円、普通交付税額は十二億二千万円、特別交付税額は一億九千六百万円、これは実績でございます。

歴年の決算の状況はその次に書いてお

ります。欄の右から二行目のところ

に実質収支というのがございます。その一番右の欄は単年度収支であります。

二十四年から赤字が出て参りました。二十五年に相当大きくなりました。

二十六年は朝鮮ブームの年であります。二十七年に単年度黒を出しまして、二十七年になって非常に大きく、

九億の赤字を出し、二十八年度では六

億、二十九年度が五億、こういうふう

になっております。三十年度は逆に、

単年度としては一億二千六百万円の黒

でありまして、二十九年度末の赤字の

総額は二十四億六千四百万円であり

まして、この二十四億六千四百万円を基

礎として再建計画を立てておるのであ

ります。

その次の、「法に基く再建計画策定

までの経緯」であります。京都府は、自主再建計画を三十年の一月に樹立いたしまして、実行をいたしておりますので、今度出します再建計画は、大体三十年年度の計画を基礎にいたしましたのであります。そう大きな変革を内容としてはおもっておりません。期間は二十九年度から三十五年度までの七年度間になっております。これは自主再建の場合であります。

途中であります。やめましてあとで申し上げます。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣が出席いたしました。

○小林武治君 大蔵大臣に伺います。大蔵省も勉強してもらったと申します。か、多少格好がよくなった、こういうふう

に思いますが、この財政規模の伸び方に

比べてお急激である、こういうふう

に思いますが、この財政規模の伸び方

についてどういふ考えをもつておるか、

すなわちこの程度でなければならぬ、

こういうふうな思っておられるかどうか、その点まず伺います。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣が出席いたしました。

○小林武治君 大蔵大臣に伺います。大蔵省も勉強してもらったと申します。か、多少格好がよくなった、こういうふう

に思いますが、この財政規模の伸び方に

比べてお急激である、こういうふう

に思いますが、この財政規模の伸び方

についてどういふ考えをもつておるか、

すなわちこの程度でなければならぬ、

こういうふうな思っておられるかどうか、その点まず伺います。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣が出席いたしました。

○小林武治君 大蔵大臣に伺います。大蔵省も勉強してもらったと申します。か、多少格好がよくなった、こういうふう

○国務大臣(一萬田尚登君) 私も、終戦後の地方財政の、これはいろいろな理由もありましようが、規模が拡大し過ぎておるのじゃないかという感じを持っておられます。ところが拡大しているところを、実際の地方でいろいろなことをしていなければならぬというよりな状況下に置いておけば、これは私はやはりやむを得ないのじゃないかと思ひます。それで、地方財政の規模につきましても、どうしても私はやはり地方行政制度ということに関連をしまして、今後私は、地方財政の規模を今後なるべく小さくするということよりも、私は適正ならしめるといいますか、ほんとうに日本の地方行政というものにはこうあるべきだ、こういうふうなことにたいに必要な財政規模は持たなければならぬ。どうしてもここで私は、検討する必要があると、かように考えておるわけでございまして、従いまして、地方行政等いろいろのものと関連のもとに考えておかないと、実際問題として、地方財政規模が大きいかどうか、にわかに言つても私は仕方がないのじゃないか。むしろ非常な、人員がふえ過ぎておるとか、だれが考えてもしなくてもいい仕事が増えておるとか、こういうのを適正ならしむるのには言ひまでもありませんが、実際の面において、やむを得ない形においての地方財政の規模というものは、今申し上げましたような考え方から今後十分検討されていかなければならぬ、かように考えておられます。

○小林武治君 私が申すまでもなく、地方財政と国の財政とほとんど同じ、また本年度においては、もう国の財政を上回つておる。こういう大きな財政規模でありまうので、むしろ大蔵大臣として財政を考へる場合には、国と地方と一つのものとしてその配分をどうするか、そういうふうな考え方で当然あるべきだ。やむを得ればわれわれは、大蔵大臣が国のことを考へて、それから地方のことに及ぶのじゃないかというふうな邪推もせざるを得ないというふうなことがあります。これはどうしても一体として考へて、そしてこれを適正に配分する、こういう考え方であるべきだと思ひますが、その点はどうですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) むろん私もさういふところがあるべきだと考へておるのです。ところが実際問題として、これは地方財政については、中央はそうこれは、まあ自治というふうな根本問題もあるのですが、財政については、多々地方は独立性を持つておられて、いろいろと地方でやられることについて、特に中央としてチェックすることがある、ただ財源その他の輸入面においては、中央、地方を通じて大蔵大臣は十分の考慮を払うというところは、これは当然と思つておるわけでありまして、こういうふうな点について、やはりこれはいろいろ困難な、あるいは検討を要すべき問題を含んでおりますが、中央と地方とのあり方について常に考へていかなければならぬ、かように思つておられます。

○小林武治君 このたびの交付税の方では、交付税の二五%まで増す、こういうことになつてきておられますが、この率はもう地方の全収入の一六%にも及ぶという、こういうふうな状態であ

ありまして、こういう調整措置がある程度限界点にきておるのじゃないかと思ひますが、交付税を今後やはり必要によつて増していく、こういうふうな考え方をやはり持つておるかどうかというところは、いかがですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 交付税の二五%の今回の率は、これは具体的な現状に即した事柄であります。そこで、三十一年度において、地方財政が今の回のようにいろいろな地方財政強化のための措置によつてどうなるかということに関連するものであります。私の考へるところによりますれば、三十一年度において相当、むろん私は一つも満足する状況とも思ひませんが、しかし、今日の事態で可能な限りの地方財政の強化策をいろいろと輸入輸出にわたつてとりまして、そしてその結果、なおこの二五%の交付税ということになつたのであります。まあこれで、三十一年度においても三十二年度においても、地方財政において赤字を生ずることはなからうと、こういうふうな考へ方もいたしておられます。今、交付税率を上げるという考へは持つておりません。

○小林武治君 地方財政の規模というものは、まあ大体一つの形をとつておると、そうしてもこれが順次ふえるということになれば、これは裏づけの財源としては、税かあるいは交付税を増すか、この二つしかない、こういうふうな思つておられますが、まあ交付税も、私どもの考へとしては、もうむやみにこれを増すべきでないというふうな考へをしておられます。そうすると、一方においては税が地方の自主財源として大きな率を占めてくると、し

かも税は、今年には国は減税をする、あるいは新税を起さないと、こういうことをしておるのに、地方については相当の新税を設けておる。すなわち税収だけでも百数十億もふえると、こういうふうな状態になつておられて、私どもは、政府としまして、今後地方が自主的に新しい税源を求めるといふことは困難である。そうすれば、これの始末をする先は、やはり国と地方との税源の調整と、こういう問題になつてくると思つておられます。ところが大蔵省は、まあ税のことは今年は見送ると、三十二年度で何分の措置をする、こういうことになつておられますが、今の国と地方との税源の調整ということについては、三十二年度からこういうことになったらどうかというよりなことは、何かお考へはないかどうか、このことを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 中央地方を通じての税制であります。これはただいま臨時税制調査会に諮問をいたしておいて、おそろくこの秋ごろには最終的な答申もあろうかと考へております。多分そういうことになると思ひますが、まあその上でどういうふうな……、私が先ほどからちよつと申し上げましたように、やはりこの地方の税を考へる場合には、行政制度ということも関連して考へる必要もある、こういうふうな思つておられます。臨時税制調査会等の考へ方、あるいは答申等も十分調子を合せるようにして、そして税制についても、中央地方を通じてできるだけ立派なものを思つておられます。私自身として今その答申を待つておるようなわけで、今

のところが、こういふことを申し上げるものを持つておりません。

○小林武治君 地方の財政規模が拡大していくことは、私どもむしろ歓迎したい。ところが行政規模を大体現在の程度にしておいて、今までの話によれば、どうしてもこの行政規模等の削減を多少しても、公債費の増加のため、財政規模はさらに拡大せざるを得ないと、こういうふうな状態になつておると、こういうことではあります。問題は、地方債の問題になつてくると、こういうふうな思つておられます。地方債が現在四千数百億にもなると、地方債については、私は地方だけの責任ではないと、国が地方にこれをしわ寄せをした結果であると思ひます。従いまして、国も相当程度地方債というものについては責任を感じなければならぬと思つておられます。

この公債問題を解決しなければ、財政規模はどうしてもいやな性質にふくれいていくというふうな必然性を持つておると、こういうことに相なるのであります。こういふことに相なるのであります。われわれとしては、地方債の処理というものについては、地方債の処理というものは、これを処理するにについては、国の措置に多く期待するを得ないと、こういう状態になつておられますが、利子を補給するとか、あるいは借りがえであるとか、あるいはまた、国が肩がわりをするとか、いろいろの根本的な問題があると思ひますが、この公債問題については、大蔵大臣としても全くこれは真剣に取り組んでいただかなければならぬと思つておられます。これを次の機会まで何とかがどういふふうな考へて

のであると、当然国がめんどうを見るべきものを、財政収支の均衡を合せるために押しつけたためである、そういうやはり詳細な分析をして、国の責任で起きたものはできるだけ国で負うというふうな、またそうやっていただかんと、地方には私をいう力がないと思うのですが、一つそういうことも御考慮に入れておいていただきたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) まあそういふ分類が、実際の問題に対して果して公平にできるかできませんか、これもあると思います、なかなか私はわづかしい問題もあるかと思う。しかし可及な限りにおいてそういう分類を作るという事はこれは私は必要だと思っております。それだから特に事務当局にも言つて考えておられますが、なかなか私はそれは困難じゃないかと思ひます。

○中田吉雄君 いや、それは私に作業を要求されれば、そういうことは、やはり地債の内容を検討してみれば、おのずからどちらにより多く責任、といひますかがあるかという事は、分析してみればこれはわかると思ひます。大蔵省にはたたくさんの俊秀がおられるわけですし、そういうことができません。私は私はないと思ひます。そういうことを十分一つ検討して、また将来の公債を累積させるためにも、私はまずそれをやってみることが必要であると思ひます。その責任の転嫁は別として、一つその研究をしてみて下さい。その問題はそれだけです。

じゃほかの問題に入ります。大蔵大臣と自治庁長官がおられますので、これはお願ひなんです。この地方財政

再建促進特別措置法が通りまして、法律第九十五号によって施行されておるので、一つ大蔵省と自治庁との間の緊密な連絡によつて、できるだけ再建債を早く貸していただくような措置をとつていただきたいと思ひます。あります。そのために親切に再建債を早く貸していただくならば、借り替へその他赤字をさらに累積しないと思われもののがかなり……。初めてと聞かされるものから……。初めこのケースですから、いろいろ事情があると思ひますが、一つその点をお願ひしておきたいのです。

○伊能秀雄君 ちよつと関連。その問題は自治庁の方から、一体ここに表を出されておるのだけれども、この表を今説明しかけたところでしたけれども、これがだんだん大蔵省に交渉して、すでに大蔵省との話し合ひで、話し合ひといふか三十年度は何か二百億のワケがあつたわけでは。これはもうずんずん三十年度は過ぎておるので、さらにも償還しなくちゃいかんことだし、さらに三十一年度も、ことしも多分二百億だつたと記憶して、いま合計四百億といふものがあるのですから、この四百億のワケのうちでほとんど困つておる所は償還してもらわなくちゃならぬと思ひますが、そこは自治庁の方でこの問題はほんたうに今まで持つていってこれをまとめて交渉してはどうか。中田さん、これはよかつたら……。一つ自治庁から、一応どんなふうにか大蔵省へ持ち込んで交渉しているのか。私は、この再建団体から、いつ出るのか、いつ出るのかという催促が非常にくるのですよ。自治庁の方から一つ。

○中田吉雄君 ちよつとその点に關して。やはり自治庁の方から、まず再建債を貸せる地方から申請申し込みがあつて、その手順を一つ……。まず一体どういふふうな、自治庁のどこが所管でどういふふうなやつておるのか、一つその点から。

○政府委員(後藤博君) 再建計画の承認及び再建債の手續を簡単に申しますと、各地方団体で再建の申し出の議決をいたします。申し出の議決をいたしまして、それを私どもの所に持つて参りまして指定日を指定いたします。指定日を指定いたしましたとき、基準にいたしました再建計画を策定をいたします。その再建計画を今度は議會に諮りまして再建計画を確定するわけでありまして。それを持つて参りましてわれわれの方で再建計画を承認し、同時に大蔵省の方に協議いたしまして再建債を確定すると、まず簡単に申しますとそういう手續でございます。

○中田吉雄君 そうすると、自治庁では一体どこが所管課ですか。

○政府委員(後藤博君) 所管は正確に申しますれば、官房と申しますか官房の調査課であります。しかし、その上に調査官といふのがおられます、財政部長の私も調査官であります。私が専任の調査官になっておられます、ここにおります柴田君とか大村君も調査官であります。財政部の課長、部長が調査官になります、そして仕事は官房の調査課を中心にしてやる、そこには専任の調査官もおります。そこで参りましたものを一つ一つ手分けをいたしまして担当して、その再建計画の指導を承認の事務をやつておるわけがあります。

○松澤兼人君 そこで関連してお伺いするのですけれども、きのうでしたか、後藤部長は、大体今申し出ておる府県市町村合計の申し出の額はこれこれであるから、ちよつとも心配することはない、こういふお話があつたように思ひます。そこで承るのです、ここに二百六十三億といふものが、ここをこの程度ならば何でもないといふこととお考へのように、かりにいつてみて、たとえば兵庫が二十四億の赤字があるといふことは、その赤字まるまるをここに計上して締めたらこういふ金額になるのですか、その点いかがですか。

○政府委員(後藤博君) 県の持つて参りました赤字の総額がここに載つておるわけでありまして。それで申しますと二百六十三億といふことになりまして。これは五月三十一日まで申し出た申すから、まだこれから一月以上ございまして。従つて教はふえることが予想をされますけれども、四百億のワケの中には大体はまるまるではないかと、こういふふうには私どもは考へているわけでありまして。具体的にこの兵庫の赤字の持つて参りましたものは、二十四億九千九百万円でございます。しかし再建債の対象になるものはこの中にあるわけでございます、この金額でございませぬ。それは一々法律、政令等によりまして計算をして大蔵省に協議する、こういふことになっておる。

○松澤兼人君 ところで問題なんです、この京都も兵庫も二十四億何がしかという数字が出ておられますが、このうちあなたも調査官として申し出の

書類を検討せられて、このうちいろいろ赤字の原因というものを調査されるわけでしょう。この分は国でみてやろうとか、この分は国でみてやれないとかいふことになるわけだろと思ひます。そこで、かりに京都でもあるいは兵庫でも二十四億何がしといふような数字が出てきておられます。これは府県の申し出の額をそのまま。そうしますと、大体の予想で今そういうことを聞くのもおかしですが、大体国の方で再建の方でみられるといふものは、二十四億何がしのうちどのくらいになるというお考へですか、概略でもいいです。

○政府委員(後藤博君) きまつております。京都の場合を申し上げます。二十四億九千九百万円の中には退職債が入つておられます。従つて、この中から純粹の再建債と分けなければならぬわけでありまして。再建債を大蔵省と協議してきましました額は三十一億九千万円でございます。そのほかに退職債があるわけでありまして。退職債は時日と関連いたしまして、まだこれは確定いたしておりませぬ。一応二十一億九千万円が再建債、こういふふうにして通知を出しております。

○委員長(松岡平市君) ちよつと御注意を申し上げますが、先ほど申し上げましたように、大臣はこの委員会に出席せられておる時間に制限がございませぬので、なるべく大臣にぜひ答弁を求めなければならぬといふことについて、御質問を続けていただきたいと思ひます。

○中田吉雄君 そうすると、後藤部長にお尋ねして、それから大蔵大臣の方に御理解をいただきたいと思ひます。が、あなたも柴田課長も調査官で、官房

○中田吉雄君 ちよつと関連して、お伺いするのですけれども、きのうでしたか、後藤部長は、大体今申し出ておる府県市町村合計の申し出の額はこれこれであるから、ちよつとも心配することはない、こういふお話があつたように思ひます。そこで承るのです、ここに二百六十三億といふものが、ここをこの程度ならば何でもないといふこととお考へのように、かりにいつてみて、たとえば兵庫が二十四億の赤字があるといふことは、その赤字まるまるをここに計上して締めたらこういふ金額になるのですか、その点いかがですか。

○政府委員(後藤博君) 県の持つて参りました赤字の総額がここに載つておるわけでありまして。それで申しますと二百六十三億といふことになりまして。これは五月三十一日まで申し出た申すから、まだこれから一月以上ございまして。従つて教はふえることが予想をされますけれども、四百億のワケの中には大体はまるまるではないかと、こういふふうには私どもは考へているわけでありまして。具体的にこの兵庫の赤字の持つて参りましたものは、二十四億九千九百万円でございます。しかし再建債の対象になるものはこの中にあるわけでございます、この金額でございませぬ。それは一々法律、政令等によりまして計算をして大蔵省に協議する、こういふことになっておる。

○松澤兼人君 ところで問題なんです、この京都も兵庫も二十四億何がしかという数字が出ておられますが、このうちあなたも調査官として申し出の

書類を検討せられて、このうちいろいろ赤字の原因というものを調査されるわけでしょう。この分は国でみてやろうとか、この分は国でみてやれないとかいふことになるわけだろと思ひます。そこで、かりに京都でもあるいは兵庫でも二十四億何がしといふような数字が出てきておられます。これは府県の申し出の額をそのまま。そうしますと、大体の予想で今そういうことを聞

くのもおかしですが、大体国の方で再建の方でみられるといふものは、二十四億何がしのうちどのくらいになるというお考へですか、概略でもいいです。

○政府委員(後藤博君) きまつております。京都の場合を申し上げます。二十四億九千九百万円の中には退職債が入つておられます。従つて、この中から純粹の再建債と分けなければならぬわけでありまして。再建債を大蔵省と協議してきましました額は三十一億九千万円でございます。そのほかに退職債があるわけでありまして。退職債は時日と関連いたしまして、まだこれは確定いたしておりませぬ。一応二十一億九千万円が再建債、こういふふうにして通知を出しております。

○委員長(松岡平市君) ちよつと御注意を申し上げますが、先ほど申し上げましたように、大臣はこの委員会に出席せられておる時間に制限がございませぬので、なるべく大臣にぜひ答弁を求めなければならぬといふことについて、御質問を続けていただきたいと思ひます。

○中田吉雄君 そうすると、後藤部長にお尋ねして、それから大蔵大臣の方に御理解をいただきたいと思ひます。が、あなたも柴田課長も調査官で、官房

クとして、これは自治庁とも御相談の上、大体もうきまされたものがござい
ます。その方針に従って処理いたした
いと存じます。ただ、私もこれは申
すまでもないことではありますが、やは
り政府の資金を相当程度出すというこ
とに相なりますから、債権者としての
立場から、相当調査はこれはどうして
もやむを得ないと思えます。ことに相
当多額の利子補給がついておりますか
ら、これは非常に言葉は悪いのであり
ますけれども、必要のないものを出す
わけにいかない、利子補給がついてい
る点から見まして、まあそういう点
がいろいろございまして、できるだ
けそういう点について不行き届きの
ないような配慮を加えながら、なるべ
く早く処置をしたいという努力は、現
在まで続けて参りましたし、今日いろ
いろ各委員からの強い御要望のありま
したこともありますから、なお一そ
う勉強いたしまして、一日も早く処置
ができるように、今後一そう努力いた
したい、こういうふうに考えておる次
第であります。

○伊能芳雄君 ただいま伺ったところ
では、すでに昨年の臨時国会で二百億
というワケがきめられておった。そこ
でまあ手続や何かでおくられておった
はいいながら、ようやく自治庁の方も
九十億という数字で具体的に交渉に
入っている。そのうちきまされたのはまだ
京都府と京都市ですか、というよう
なことで、非常におくられておる。この点
は中田委員からも御指摘がありました
ように、大蔵大臣、大いに督促されて
せつかく再建整備のこの団体を昨年
の国会に出して、非常に本委員会では
日がないので、ついに継続審議にした、

それであの臨時国会でようやく上った。
まあ非常に政府は当時急いでおったの
だけれども、いろいろな事情で上らな
かったのを、昨年の臨時国会は地方財
政の赤字対策と言われた国会で決定し
たのですが、すでにそれからでも半年
になつていて、半年になつていての京
都府と京都市と二つだけしかきまらぬ
というのじゃ、もしこれを発表したら
恐らく赤字団体、再建整備を要求する
団体というものは、一体政府は何し
ているのだという非難がごう然と起るだ
ろうと思えます。この点は一つ大蔵大
臣は大いに督促されておる、ワケは
ちゃんとして二百億取つておる、さら
に新しいワケも作らなければならぬ。も
ちろん貸す方の立場から、やはり回収
が不能になつても困るし、また不良貸
付になるようなことがあつても困る
し、こういう点を責任上審査されるの
はやむを得ないと思えますけれども、
それだけの理由でこういうふうにおく
れているということ、まことに政府
は怠慢であるという非難は私には免がれ
ないと思えます。どうか大蔵大臣十分
御勉強下さいまして、せつかく地方財
政がようやく軌道に乗るようになつて
へきたときでありますので、一そう再
建整備団体については、そういう意味
で特に急いでいただきたいということ
をお願い申し上げます。

○國務大臣(一萬田尚登君) まことに
ごもつともなことであります。不当に
おくることのないように、特に事務
当局を奮勵いたしないうちに、よく従来ま
たどういふふうによつておるか、一つ
従来よりやりの経過も聞きまして、今
後推進するようによつておきます。
○加瀬亮君 大蔵大臣に伺いたいので

ありますが、本年度の地方財政計画の
御説明によりまして、昨年度におきま
していろいろと地方財政の窮乏打開
の臨時措置が講じられたわけであるけ
れども、これによつては地方財政窮乏
の原因が全く除去されたということに
はならない、こういう御説明があるわ
けであります。そういういたしますと、本
質的な打開は三十一年度あるいはそれ
以後に持ち越されるというふうな解釈
できると思つておりますが、大蔵省
といたしましては、三十一年度におき
まして、根本的な打開の方法としてど
ういうことをお考えになつておられ
るか。先ほどの御説明によりまして、交
付税はもう上げることができない。し
かしながら公債費の増加というものは
、これは国で、ある程度めんどうを
見てやらなければならぬ点もあるの
で、こういう点は何か地方財源の強化
をはかつてやりたいというふうな意味
の御説明もあつたのでございまして、
まことめまして、三十一年度以降の地方
財政のいろいろの問題の原因を根本的
に解決する方策として大蔵大臣はどう
いうことをお考えになつておられる
か、この点をまず伺いたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 根本的
というふうな言葉は、もうこの機会では
私しはらうおきませんが、私が申し上げ
たいと思つたことは、地方債のこと
なんです。いわゆる公債費の問題です
が、この地方債をどういふふうに従来
のものより増やして、かつ今後地方債の発
行を少くしていきというふうにして、
しかも地方行政が円滑に行われていく
のには一体どうしたらいいか、その点
に問題がまだ残つておる、この点の解

決が。繰返し申し上げますように、私と
してもあれでいいと言ひわけじやない、
こう考へておるわけでございます。
○加瀬亮君 公債費が非常に幅を取り
まして、その問題の解決が大切であ
る、またこれについてはお考え下さる
というところは私どもも賛成でございま
す。しかしどうしてこの公債費といふ
ものがこんな幅を取るようになって
きたかということをお考えますと、少
くも地方債が地方の一般財源を埋め合
せるような形で財源的な役割といふもの
を地方債がさせられてきたということ
が言ひ得るのじやないかと思つてあり
ます。で、これは政府もこの地方債
の漸減方式をとつておるわけでありま
すが、地方債をここで減らして参りま
しても、減らした分といふものをどこ
かで財源的に充当して参らなければ、
バランスがとれないといふことにもな
るわけなんです。そういうことにもな
りますと、地方財源そのものを強化
するかあるいは交付税を拡大するか、
いずれかの方法をとらなければ、地方
行政の機能といふものをしない限り、
この漸減方式といふものは実を結ばな
いといふことに私はなると思つてあり
ます。ですからお説のように、公債費を縮
めていくといふことはけつこうでござ
います。地方債も縮減していき、けつ
こうであります。それを地方債が財源
的な役割をしておつた分を、何で埋め
合せをつけるか、この点を大蔵省は地
方財源を新しく与えるという立場で、
どのようにお考えになつておられるの
でございませうか。

○國務大臣(一萬田尚登君) いや、そ
れでまあ私はそこが問題であるといふ

ことを申し上げて、この問題のところ
はどういふふうにならぬ処理して措
置していかんかという点について、三十
二年度に考へておる中央、地方を通じ
ての税制の改革ということと関連を
持つていくと、かように申し上げてお
るわけでありまして、まあこの地方債が
えた原因はこれは私どもも思ひいま
す。むろん一般歳出の財源を地方債で
まかなつたというふうなものもそれは
あるでございませう。しかしそれは一
体どういふことかからいふようにな
つたかといふことは、またこれは多種多
様であらうかと思つてあります。まあ
懸して申しまして、私は従来より方
に不満な点は、金持といひますか。富
裕県、言ひかえれば税収入の多い府県
等には地方債を押さえて、これは当
然のことでありまして、ある意味では、
税収入の少ない貧乏な府県等には地方債
を認める。これでたはたが考へては地
方財政の破綻を生ずる、こういうよう
な考へでは、それで、私はあべこべ
に、何かして税の新たな財源を求めたい
ような気の毒な府県には、何らか特殊
の税収入を、何らか税を与える、そ
して地方債、借入金を減す。金持とい
ひますか、非常に大きな都会なんかを
包含している所では、いろいろな事業
が起り得るのですから、こういう所
にはむしろ私は借入金、地方債といふ
ものにはある程度許して、それで、こ
ういふ所に特に集積していると言へば
弊があるかもしれませんが、特に集
まつていく税財源といふものを、貧乏
に回すといふようなことも再々抜本的
には考へていかなければ、私は地方全
体としてのバランスが取れないと思
つております。国はそれほど国税の取入

○國務大臣(一萬田尚登君) いや、そ
れでまあ私はそこが問題であるといふ

○國務大臣(木田正孝君) これは、大蔵省側の意見というよりも、私常に通じていることは、とにかく三大税の四分の一に達したということは、私は非常に重圧を感じるように思いました。交付税で解決する限界というものはあるのじゃないか。これで動かぬとまでは私申し上げませんが、二割五分三大税の中に食い込んでいくというところが私には非常に強く響いておられますので、これを固定して、それはそこで切ってしまうのだというところまでは申しませんけれども、あと二割五分というところは非常に大きな問題である。おそれ、これは、国の財政と地方財政をアジャストしていく意味から考えまして、十分考えなければならぬことであらう。しかし、地方はこれでいいというわけではございませんから、先ほど大蔵大臣も言いましたが、税の問題については真剣に取り組みまして、諮問もいたしますが、大蔵省及び自治庁が一生涯懸命に努力して、方策を考えていきたい。二割五分に切るといふ意味ではございません。二割五分が大きいということだけは、私は十分御批判なさる立場からお考え願いたい、かように思うのでございます。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて。

午後三時二十八分速記中止

午後三時四十一分速記開始

○委員長(松岡平市君) では速記を起して。

○加瀬完君 財政部長にお尋ねいたしますけれども、やはり地方財政計画に伴う問題であります、今年度の方針といたしまして、国庫補助負担金制度

の改革ということ、それから受益者負担制度といいますが、こういうことが一応強調されておると思う。この二つの問題であります。特にその受益者負担制度というふうな形が国庫補助負担金制度の改革によって、たとえば公共事業なんかある程度変つて参りますね。それで、公共事業でできなかったようなものが、その受益者負担というふうなことから、今度は受益者関係に、一般住民に負担が転嫁される、こういう傾向が出てくるんじゃないかと思われぬのであります。いかかかと思われぬのであります。改良なんか、県営であったものが団体営になり、団体営であったものが打ち切られて、そういう補助対象でないものに転嫁されるということになります。これはやはり一面において非常に軽減されておられますけれども、一面において今度は、形の変つた負担増となつておることを恐れるわけでありませう。こういう心配いかがでございませう。

○政府委員(後藤博君) 受益者負担金の問題であります。これは、二つの形態があるわけでありませう。それは、地方団体間の分担金の考え方、つまり道路とか河川において県と市町村のやつている問題、それからもう一つは、地方団体と一般の住民との間に行われておるものであります。ここに法律の規定を設けましたのは、主として一般人との関係であります。そのうちで、従来見ておられますと、受益者の範囲というものが非常に不明確なやうな方をしておる。それから負担の基準なるものが非常におかしい。まことにまあある。こういうものがあつて、まことに港灣関係なんか代表的なものでしよ

う。そういうものがあつて、それをこの際明確に、政令でもつてはつきり基準を作らうというものがこの規定であります。この規定で増収を別に立てておる格好になっておられますが、それは五億くらいのものであります。それこそ大きく見えておるかもしれませんが、おっしゃいますように、土地改良のやつは、六割補助で四割が地方負担で、そのうちのまた二割が個人負担というふうな格好になっておられます。こ

ういうのはつきりしているものは割合いいのであります。そうでなくて、地方負担のうちは幾ら受益者が負担すべきか、どうかはつきりしない、一割の場合あり、二割の場合あり、三割の場合がある。全額負担をしておる場合がある。いろいろな形態をとつておられます。それを合理化しようというのであります。今まではつきりきまつておるものは、大体既定通りやつてもらいたいという趣旨であります。

○加瀬完君 結論が出てしまつて、これは団体でやるのだ、あるいは県営でやるのだということになつてしまつたものは、おっしゃる通りになると思はう。そうではなくて、かりに公共事業費というものが削減されますと、これは負担軽減のために削減されるわけでありませうけれども、今度はそのおろりをおつて、負担が一面において軽減されましたけれども、公共事業で補助をもらつてやれないから、それが今度は住民の負担になるといつたやうな仕事が残るのじゃないか、そういうことはな

いかということなんです。

○政府委員(後藤博君) 公共事業の減が負担金の方にはみ出してくるということではなくて、公共事業の方は一定

分量というものがあつて、そのうちのまづ国の負担部分を多くしようというので、補助率を上げるわけです。そして地方負担を少くして、地方負担の内部分で受益者負担というものがあつて、この制度については明確にして、こ

ういう考え方なのであります。従つて、公共事業の足りない分を受益者に負担金をかけていくという考え方ではないのであります。

○加瀬完君 それはわかっているのです。私の質問がちょっと悪いと思つたものはおっしゃる通りだと思つた。しかし公共事業の幅というものは減つてくるのでしよ、これによりませう。

減らされた分を、今度は全然補助対象にならない、住民の負担の事業として継続しなければならぬという問題が生じてはきませんか。

○政府委員(後藤博君) この法律の第五条にも書いてあります。公共事業の際に、受益者負担を引いて補助率を計算したりするやうな例があるわけですが、これはそうではなくて、受益者負担を加えたもので補助率を出して負担を考へてゆく、こ

ういう考え方に直しておられますので、おそろくおっしゃいますやうな場合といふのは、単独事業が附加されるやうな場合じゃないかと思つておるのです。公共事業の分量で足りなくて、足りない分を単独事業で附加する場合に、一体どういふことになるか、その附加された場合を全部受益者負担金に持つてきてもらつて困る、こ

ういうことじゃないでしよか。

○加瀬完君 そういふ形がとられることはないでしよか。

○政府委員(後藤博君) つまり公共事業の総額が足りない、単独事業をつ

けなければ工事ができない。つまり認

証額そのものが悪いというわけだす

ね。その付加したものが、またそれが全部負担金になる可能性があるかどう

か、こ

ういう問題になつてくるかと、公共事業の認証額自体が問題になつてくる。その認証額自体を直すには、ま

ず負担金を含めた事業量というものが

の負担をきめてもらいたいというので

第五条です。しかし、それでもなお足

りないものをどうするかといふことは、単独事業をやるかやらぬかといふ問題

になるのであります。そういうことで

あります。その場合の負担は、やはりこ

れで認証事業の中の負担額をきめてい

けば、自然にまた負担額がきまつてい

くのじゃないか、こ

う考へておられます。

○加瀬完君 別の問題ですね。やはり負担金制度の改革についての問題であり

ますが、負担金制度がいろいろ改革さ

れまして、いろいろの利点といふのが

生じたことは私も認めます。しか

し、たとえば利根関係の治水事業費の

負担などになりますと、これは、一方

的に政府の方が負担額が加減されると

いう現状はまだ改まっておらないやう

に思われる。負担額そのものが減りま

しても、負担額のきめ方といふもの

も、地方の要望なり何なりといふもの

を十二分に聞いて、話し合ひをしてき

めるといふやうな形にはなつておりま

せんので、非常にまだ不合理が残ると

思ふ。たとえば千葉県などは、その

赤字の一つの大きな原因が利根の負担

です。利根の負担額を見ますと、千葉

県が、二十五年から二十九年までの統

基礎といいますが、基礎を改めて、將來、本年度の財政計画というものが相当……地方財政には微動もさせないという意味を含めての新しい計画であつたと思つたのです。そうなつて参りますと、去年と比べて幾ら上つたといふだけでは、この財政計画としては完全じゃない。去年と比べて幾ら上つたといふのじゃなくて、今度これだけの標準を維持していくには、この財政計画で完全ではないといふものがなくちゃならぬ。それにしても財政計画の示し方も、具体的にいうと、たとえば今までのように宿日直手当が幾ら、旅費が幾ら、こういうこまかいものはトータルで出して随してしまふので、幾らかかつたかわからない。こうなつてくると、これは一体二十九年度の決算というものを押えて、將來もこの財政計画でいけば、ある程度の行政水準が保てる、こういうことになつてくるのか、それとも何かそこらに疑問が残る、そのなにかという疑問を持つという点で、財政計画——まああまり一人で時間を取るのは恐縮ですから、端的に申し上げますが——この財政計画の遂行の上においても、もう少し財政計画というものの再建は自治庁としてはふくらすてもらわなければならぬといふお考えに立つておられるのか、これでも大丈夫だといふお考えに立つておられるのか、そこを伺えはもういいのです。

○説明員(柴田謙吉) 昭和三十一年度の財政計画がまだ完全じゃないかと思つたのでありますけれども、私たちがもちろん完全であると思つておられます。ただ現状におきましては、得られるだけのデータに基いて従来のやり

方を変えたという意味におきましては、
○加瀬光君 それは認めます。
○説明員(柴田謙吉) 口幅つたいようでありまして、面筋的の言えるのであります。問題は御指摘のような投資的経費の問題あるいはその他、いわゆるその他行政費の問題等について、まあ分析が足らぬのじゃないかというお言葉かとも思われるのでありますけれども、その点は確かに御指摘の通りであるかと存じます。結局財政計画というものは將來地方財政に対して、一つの標準的なあり方を示すもの、言いかえましますならば、地方財政に對してある程度の指導性を果していくという立場におきましては、この大きな区分けの中のその他行政費と収入との関連に非常に大きな盲点と申しますか、まだ未開発の分野があるのをごさいます。人員の問題にいたしましても、この前ちょっと御答弁申し上げましたが、単純に標準定員というものを作りまして意味がないのでありまして、財源との関連において、いわば税金と交付税におきまかなうべき地方財政計画上の人員は幾らというふうに計算すべきであつて、たとえ保健所を作りましても、保健所関係の収入で人を置くものならば、別に人員の増減を気にすることはないのであります。むしろ住民に対するサービスがふえて参るので、むしろその点は喜ぶべきであつて、人員がふえたからといって気にする必要はない。問題は、従つてまして財政計画は今経費はふち込みにして計算し、収入は一応ある程度の関連を持たせながらふち込みにしてやはり計算をしておりますので、その間

の牽連性が明らかでない、その牽連性を分析していくのが今後残された仕事じゃないかと思つたのであります。もう一つは、本年度の国の予算も地方財政計画を通じてあります。どちらか申しますと、事務的経費、そして消費的経費のバランスというものを中心に考えておつて、ある程度投資的経費というものの進展というものを若干まあ犠牲にしたような傾きもそれはなきにしもあらずでございしますが、これはまあ現在の住民負担というよりな観点から考えますならば、財政需要は無限でございまして、やはり住民負担の限度において財政需要をどう考へるかという事になつて参ります。現在の地方財政の急場を救うためには、ある程度事業的なものを重点的にやつて、地固めができるということにならざるを得ないのじゃないか、そういう意味におきまして、やはり与えられた条件のもとにおきましては、いろいろ問題は残しておりましたけれども、一応従来の欠点というものは大幅に直つておるのじゃないかというふうに考へております。

○中田吉雄君 きのう柴田課長に過小団体の問題でお尋ねしたので、この地方交付税の測定単位のずつと數字、項目があるわけですが、これを見ていくと、結局測定単位の基本數値といふんです、人口と面積と、それから既存施設の數値なんです。そうするとこれを全体を見て言ひ得ることは、現状を肯定してこれは一言にしていうと、現状を肯定した結果になると思つたのです。人口が多くて面積が広くていろいろな学校とか既存施設の多い所は、この補正係數があります。補

正係數を連乘して、それに測定單位を掛けてみて、これは結局やつぱり現状肯定で、後進県といふんです、それはまずまず地方行政、各公共団体のアンバランスをまずまずこの交付税は調整せずに、むしろ逆に面積と人口と既存施設の數値というものを、今の補正係數では、しかも先日来から御説明を受けておる態容補正だけでは、私にはできないと思つたのです。あなたは過小団体はそういうことではないと言われたが、どうもゆうべから考へてこれを見ると、どうも、やつぱり現状肯定で、これは地方公共団体のアンバランスを調整しないむしろ逆だといふふうに見るのですが、一つ納得のいく説明を願ひたい。

○説明員(柴田謙吉) 従来の地方交付税の計算というものは、大体いわば靜態的な財政需要というものを計算して見ますと、それが主でありまして、動態的な發展過程というものは、どちらかというところの地方債政策というものが、これが今までのやり方でございます。もう一回申し上げます、現状における財政上必要最小限の財政需要というものを交付税は主として見てきて、それは主として消費的経費で見えて、投資的経費というものはどちらかというところの起債でやつておつて、その償却費という形で乏しい経費の中に織り込んでみて参つたので、いわばどちらかといふと、靜態的な財政需要を見ていくのが中心であつた、そういう意味では御指摘の点は當るのであります。そこで今度は補正をやりまして、そうしてその靜態的な交付税の計算に動態分子を入れてみようとしておるわけ

であります。たが動態分子を入れてくる場合には、それだけに既存の數値を使へばあまり動かぬじゃないかといふお説かと思つたのでございまして。その点は私に考へようかと考へます。なるほどおつしやいますように動態的な分子をに入れていくに際しまして、いかに補正係數を使ひましたも、この基礎になる數値というものが既存のものだから、だからあまり係數が動かぬじゃないかとおつしやいますれば、觀念的にはそういう理屈も成り立つかと思つたのでありますけれども、動態的な因子を入れてくる場合の入れ方でございまして、めつたやたらに大幅に入れてきたところではしやうがないのであります。そこで三十一年度の財政計画は、地方財政というものを投資的経費に使うことをある程度予定しております。それとの関連において、動態的な因子というものをどういふ工合にからみ合していくかという問題にならうかと考へておるのではありません。そういう開発的な経費を見るために補正係數を使ひます場合には、なるほど基礎は小まごさいます、その補正の仕方によりまして、私はそんなに御心配になるように、やはり既存の施設を多く持つておる所が得になつて、既存の施設のない所が損になるといふことではないと思ひます。またそのような係數を出しては法意に反するのでございまして。きょうなことのないうちにいたしたいと思つております。また私はできると考へております。

○中田吉雄君 この交付税がぐくわすかな額で、わずかな額といつては語弊がありますが、今のような全部の、ほとんどの公共団体に、不交付団体とい

○政府委員(後藤博君) 今月御承知の通り、三月三十一日で三十年度が終るわけがあります。三月三十日くらい議決が相当でございます。三十一日のものもございませう。そういうものを持ってきまして、私どもの方で見まして、大蔵省に送り込んだわけでありまして、先ほど申しました送り込んだのは三十年度の団体四十三であります。その一番最後に送ったのは先々週の金曜日であります。これが一番最後で、その前にずつと送っておるのであります。それを重ねておいてまあ古いやつからやつてもらえばいいので、なかなかやらないと、こういう問題があるので、私の方としてはまあそういうことがあり得るということを考えたので、もう三週間くらい前に各当該団体の地方課長に、全部県の地方課長に連絡をして、財務局に対して説明をしてあげ、こういう連絡を私どもはしたのであります。従つて、それぞれ財務局に対して地方課長は私はしておると思つております。その後、向うは財務局長会議もあつたのであります。従つて、私どもとすれば、手は尽しておるのであるから、一つ早くやつてもらいたいというので、再三、おととも私は局長のところへ参りまして、ほかの問題もかねて督促をいたしておるのであります。ですから、尽すところだけは尽しております。もう一つ古いやつからどんどんやつてもらいたいというのを申しておりますが、京都府と京都市だけをきめて、あとをそのままにしておるといふので、私ども困つておるわけでございます。

○中田吉雄君 私はあるあなたが送つていふということ、早速行つた。そう言

われれば、聞き直らなければいけないですけども、まだ實際来ておらんので、と言つておつた。なかなかその辺はどうも大蔵省の方と連絡がとれておらぬ。その辺もう少し連絡をとつて、一つ迅速にやつていただきたい。

○委員長(松岡平市君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(松岡平市君) 速記をつけ
本日の委員会はこれにて散会いたします。
午後四時四十一分散会